

16世紀ドイツ福音派の教会・学校規定と宗教教育

岩倉 依子

I はじめに

宗教改革運動の進展に伴い福音派諸都市諸領邦に課せられた課題は、福音主義に基づく新しい教会と国家をいかに構築してゆくかということであった。この動きは16世紀を特徴づける、都市および領邦各領域内の「宗派統一（Konfessionalisierung）」の過程と重なりあっている。領域内の宗派統一は、福音派においては1520年代に始まり、一般に17世紀前半までの期間を指し、様々な方策を用いて領域内の信仰を一定の宗派によって統一する動きであった。そしてその過程を通じて、社会的、政治的、文化的にもドイツ近世国家の枠組みが形成されていったのである。このような方策の一つはいうまでもなく宗教教育政策であり、とくに教義・信条教育の中核を成すカテキズム（教理問答）教育であった⁽¹⁾。

福音派の教育構想の源はルターの教育構想にあるが、ルターは学校と教会による二重の教育体系を考えていた。しかしこの構想でルターが学校として念頭においているのはラテン語学校のみであって、それは、あくまで人文主義的伝統を引き継いだ古典語中心の大学への準備コースと位置づけられている。一方、一般の子供たちに対してはカテキズム教育を通じて福音主義信仰を浸透・徹底させようとしたが、その任務を教会に委ねている⁽²⁾。

このようなルターの構想が世に出された後の1520年代以降、宗教改革を導入した福音派諸都市諸領邦の各世俗当局（市参事会ないし領邦君主）もまた、相次いで「教会規定（Kirchenordnung）」、「学校規定（Schulordnung）」を公布し、その中に各々独自の福音主義的教育構想を打ち出したのである⁽³⁾。これらは福音主義に立つ新しい都市や国家を形成してゆく一つの支柱を成すものであった。この福音派諸都市諸領邦の教育構想も、ルターの構想と同じく教会と学校という二本立ての構造をもっていた。しかし次のような違いがみられる。ルターの場合では、学校の範疇に入るのはラテン語学校だけであるが、福音派諸都市諸領邦の諸規定では、学校の範疇にラテン語学校のほか、「ドイツ語学校」、16世紀後半に成立する「キュスター（教会堂管理人）学校」が、特に一般

の子供たちを対象とする教育機関として挙げられていること、そしてこれらの学校すべてについて、カテキズム教育が取り入れられていることである⁽⁴⁾。これは、宗教教育を教会だけに委ねず幅広く学校でも実施することで、青少年の福音主義的教化の徹底を図ったものである。要するに、カテキズム教育の担い手として、制度的に拡張整備されてきた学校という専門的教育機関と、従来より宗教活動の場であった教会とが並立していたというのが、福音派諸都市諸領邦の構想だったのである。

ここで中世から近代にかけての教育の発展を概観すると、教育の監督権は中世においては専ら教会が掌握していたが、それが宗教改革後世俗権力の手に移ると、世俗権力は教育に対する影響力を次第に強化しながら臣民形成の手段として活用し、18世紀には、宗教教育も国家管理下の学校が中心的役割を担っていくことになる⁽⁵⁾。

このような教育体制の発展の中で、宗教改革期の宗教教育の担い手をめぐる微妙な状況については古くから議論があり、対立する考え方がある。たとえばコールスによれば、ルターは教会に青少年の宗教教育を委ねたがそれはうまく機能せず、すでに16世紀に教会に代わって学校がその機能を果たした。教会から学校への宗教教育の移行に力を貸したのは、メランヒトンとブーゲンハーゲンによる新しい学校構想であった⁽⁶⁾。それに対してティーレは、リューベックを事例に、16世紀後半のドイツ語学校に宗教教育が導入される過程を論じつつも、まだ16世紀の段階では一般に宗教教育の重心は学校ではなく教会にあって、ドイツ語学校での宗教教育は、あくまで教会での教育に対して補助的な働きをもったにすぎない、としている⁽⁷⁾。

このような問いに答えるにはなお多くの個別研究が必要となろう。ともかく本稿は、この問題について従来の主要な議論を念頭におきながら、福音派の教会・学校規定にみられる「宗教教育」の項目を検討することによって、福音派諸都市諸領邦の宗教教育構想の鳥瞰図を描き出し、少なくともこれらの構想から浮上するかぎり、当時の宗教教育の主たる担い手について考察してみたい。この点を明らかにすることによって、本稿は今後領域内宗派統一の問題に取り組むための足掛かりともなりうるであろう。

II 宗教教育とカテキズム (Katechismus)

次章でみるように、16世紀における宗教教育の場としては、教会、ドイツ語学校、キュスター学校、ラテン語学校が主なものとして挙げられ

る。

16世紀の諸都市諸領邦の教会規定ないし学校規定の宗教教育に関する規定をみると、上記のいずれの教育の場においてもカテキズム教育が言及されている。たとえば、トラーヴェミュンデの1531年の『教会規定』には、「キュスターは牧師といっしょに若い人たちにカテキズムを教えなければならない⁽⁸⁾」とある。また、シュトラールズントの1560年のドイツ語学校の規定には、7時に祈禱とともに学校が始まり、「そこでカテキズムが教えられ、説明される。生徒は、カテキズムを月曜と土曜に暗唱する⁽⁹⁾」とある。ハンブルクの1529年の『学校規定』の中では、ラテン語学校に関する規定の中で、「土曜日は一日中カテキズムを学ぶ⁽¹⁰⁾」と定められている。

後述するように、宗教教育を構成していた要素はカテキズム以外にもいくつか挙げられるが、やはり16世紀における宗教教育の根幹をなしていたものはカテキズムであった。宗教教育はすなわちカテキズム教育であった、とって誇張にならないであろう⁽¹¹⁾。

カテキズムの起源は古代にまで遡る。アウグスティヌスはカテキズムを、改宗した異教徒や洗礼志願者などにほどこすキリスト教入門のための教育と定義している。古代においては、「使徒信条 (Glaube)」、
「主の祈り (Vaterunser)」、
「キリスト者の生活 (Christenleben)」
がその素材として用いられた。「カテキズム」という言葉はまた、これらの素材をも意味したのである⁽¹²⁾。中世では、「使徒信条」、「主の祈り」を基に、その後、「アヴェ・マリア」、「十戒 (Gebote)」が加わっていった⁽¹³⁾。しかし、中世におけるカテキズム教育とは、主に教会で成人を対象に、カテキズムを説教壇から読み上げるという程度のものであり、青少年の教育を想定したものではなかった。たしかに中世のラテン語学校ではカテキズムがラテン語のテキストとして用いられはしたが、宗教教育の教材として用いられたわけではなかった⁽¹⁴⁾。カテキズムを用いた青少年の宗教教育は、中世には行なわれていなかったのである⁽¹⁵⁾。

したがってカテキズムが、青少年を対象とした、信仰の基本を教える公式の教科書としての意味を持つようになったのは、なんといっても宗教改革が生み出した大きな変化の一つといえよう⁽¹⁶⁾。そこで次に、16世紀におけるカテキズムの発展を跡づけてみたい。

福音主義的カテキズムのそもその源となったのは、ボヘミア兄弟団 (böhmische Brüder) の『子供の問い (Kinderfragen)』である。これは、問答形式をとったカテキズムで、1522年にドイツ語に翻訳され福音

派にひろく行き渡った。そしてルターに影響を与えただけでなく、その後ドイツにおける福音主義的カテキズムを醸成させる最初の誘因となったのである⁽¹⁷⁾。ルターは青少年の宗教教育の必要をすでに1520年に出版された『キリスト教界の改善についてドイツ国民のキリスト教貴族に与う』の中で説いており、これ以後、学校で用いる宗教教育の教科書が次々と作られたが、これらはカテキズムというより、主にラテン語学校用の教科書であった⁽¹⁸⁾。一方やはりこの時期、民衆の宗教教育のための、ルターやメラノヒトンの手になるカテキズムの先駆的小冊子も生み出されている⁽¹⁹⁾。

しかしなんとといっても諸都市におけるカテキズム起草を直接的に勢いつけたのは、ルターが1526年に世に出した『ドイツミサと礼拝の順序』であろう。ルターはこの中でカテキズムの必要を説き⁽²⁰⁾、この呼びかけは福音主義に移行した帝国都市に反響をもたらした。すなわち、青少年のための礼拝 (Jugendgottesdienst) があちこちで計画され、そのため多く都市でカテキズムが生み出されることになったのである⁽²¹⁾。

このカテキズム濫造の状況は、やがてルター自身の手になる以下に挙げるカテキズムによって、後述するように大きな転機を迎える⁽²²⁾。1529年4月には、通称『大カテキズム (Der Grosse Katechismus)』とよばれる『ドイツカテキズム (Deutsch Katechismus)』が出版され、5月には、『小カテキズム』(正式には『一般の牧師、説教師のための小カテキズム (Der kleine Katechismus für die gemeine Pfarher und Prediger)』)が「手引き書 (Enchiridion)」の別名をも冠して序文付きの小冊子の形で出版された⁽²³⁾。

ルターは『小カテキズム』の序の中で、このカテキズムを「特に若い人たち (das junge volck) に教える」ことを牧師や説教師に希望し、その際の指示として三点を挙げている。すなわち第一に、カテキズムの素材を成す「十戒」等のテキストや形式は、混乱を避けるため一つのものに定め、これを毎年用いなければならない。そしてそのテキストにしたがって、彼らが復唱し暗唱できるよう、一語一語教えなければならない⁽²⁴⁾。第二に、彼らがテキストを十分に覚えたならば、そのテキストの言わんとする内容を理解できるようにその意味を教えなければならない⁽²⁵⁾。本来ルターが意図したカテキズム教育とは、ここに見るように、決して機械的な暗記教育ではない。しかも第三の指示においてルターは、『小カテキズム』を教えた後、『大カテキズム』からさらに豊かな広い意味を彼らに与えるよう牧師、説教師に命じている⁽²⁶⁾。『小カテキズム』

は、ルターが『大カテキズム』を執筆中に、いわばその縮小版として生み出されたものであり、したがって後者は前者の最良の注釈書を成している。そもそも『大カテキズム』は、カテキズム説教の手本として牧師たちのために書かれたものであるが、その教化の対象としてルターはまず第一に青少年を念頭に置いていたと言えるだろう。要するにルターは、カテキズム教育をもって、青少年に十分な理解をともなった包括的教理教育を与えることを意図していたのである。

このルターの『小カテキズム』こそが、それ以前の他のあまたのカテキズムをいわば反故にし⁽²⁷⁾、その後ドイツにおけるルター派宗教教育のまさに「手引き書」となっていくものである。ルターのカテキズム以後も16世紀末まで、ひじょうに多くのカテキズムが出版されたが、その多くはまったくのオリジナルというより、ルターのカテキズムの改編という形をとったものであった⁽²⁸⁾。

ここでルターのカテキズムの内容を概観してみよう。『小カテキズム』も『大カテキズム』も、取り上げている素材は同じである。すなわち、「十戒」、「主の祈り」、「使徒信条」、「洗礼」、「聖餐」である。ルターは『ドイツミサ』において、「十戒」、「主の祈り」、「使徒信条」には、「キリスト者が知る必要のあるほとんどすべてが、簡潔に短く書かれて」おり、カテキズムの素材として、それ以上に簡潔なものも、それ以上によいものも知らない、と言っている⁽²⁹⁾。したがってこの三素材が、カテキズムの中でもっとも重要な支柱を成していることになる。さらにルターは、やはり『ドイツミサ』において初めて、「洗礼」と「聖餐」を上記三素材に続くカテキズムの素材として挙げている⁽³⁰⁾。ルターは『大カテキズム』における「洗礼」の項の冒頭で、「二つの sacrament についてキリスト者は皆、少なくとも一般的な短い教育を受けなければならない。なぜならこれらなくしてキリスト者たりえないからである」といってその必要性を説いている⁽³¹⁾。こうして福音派によって「洗礼」と「聖餐」はカテキズムの素材に組み込まれ、前述の三素材とともに、カテキズムのいわゆる五つの主要素材を成したのである⁽³²⁾。

しかしルターは中世と同じ素材を用いながらも、それに福音主義に基づく新たな解釈を与えている⁽³³⁾。

たとえば、まず『小カテキズム』の最初に位置している「十戒」では、十の戒めに関する問いの答えはすべて、「私たちは神を畏れ、愛さなければならない」の言葉で始まっている⁽³⁴⁾。ここにすべての業、すなわち戒めを守ることに勝って、キリスト者が神を畏れ、愛することが神と

の関係の基盤であることが前面に押し出されている。次にくる「使徒信条」は、信仰の根本原理が、「創造」「救い」「聖化」の三部に分けて示されている。ここでは、キリスト者の救いが、自分の業や理性や価値によってではなく、専ら神の慈愛と聖霊の働きによるものであることが強調されている⁽³⁵⁾。「主の祈り」では、神に信頼して願ひ求めること、そして神がその恩寵によってそれを聞き入れてくれることを教えている⁽³⁶⁾。これらは福音主義的原理に他ならない。

したがってルターのカテキズムは、最も簡単な素材で福音主義信仰の神髄を簡潔に子供に教える宗教教育の最良の教科書であったといえるだろう⁽³⁷⁾。

III 宗教教育の場

本章では、教会・学校規定に登場するそれぞれの宗教教育の場を取り上げ、そこにおいて宗教教育がいかに構想されていたかを検討してみたい。

(1) 教会

なんといっても、諸規定の中で青少年の宗教教育の場として最も多く言及されているのが教会である。教会で行われた宗教教育は、もっぱらカテキズム教育であった。教会・学校規定の中の、教会におけるカテキズムに関する規定は、大きく二種類に分類することができる。まず成人を対象としたカテキズム説教 (Katechismuspredigt)⁽³⁸⁾であるが、これらに関する規定は量的に少ないばかりか、16世紀も後半になってくるとほとんどみられない。

一方子供を対象としたカテキズムの規定は、二つに分けることができる。まず、純粋に教理の習得だけを目的とする規定がある。早い時期の例としては、1533年のザクセンの『巡察条例』で、村の牧師に対して、日曜日の夏は12時に、冬は夕方に、「子供達と、カテキズムあるいは子供のための教理 (kinder lere) から、主の祈り、十戒、使徒信条、 sacramentについて熱心に語る」べきことを定めている⁽³⁹⁾。ここにもあるように、この種の規定にはしばしばKinderlehreあるいはKinderberichtという言葉が用いられている。いずれも同義であるが、1534年のシュトラースブルクの『教会規定』が、「kinderberichtでは、使徒信条、主の祈り、十戒の項目が、きわめて簡潔にわかりやすく説明される⁽⁴⁰⁾」と明言しているように、これは子供を対象としたカテキズム教育のことを

指している⁽⁴¹⁾。このように当時教会は、成人の礼拝の後、子供たちのためのカテキズム教育の時間を特別に設けていたのである。

同様の例は16世紀後半の規定からも見られ、1566年のライニンゲンの『教会規定』には、「日曜の12時から1時までカテキズムが行われる⁽⁴²⁾」とある。さらに日曜日だけでなく、週日にも時間を定めている規定もある⁽⁴³⁾。これらのカテキズム教育は、カテキズムの習得そのものが目的である。

そこで次に、子供を対象としたカテキズム教育の中でも、堅信礼(Konfirmation)と関連した規定をみてみよう。堅信礼とは幼児洗礼を受けた者が、自分の意志によって洗礼の誓約を新たにし、教会の正式のメンバーとして受け入れられる儀式である⁽⁴⁴⁾。これはカトリック同様正統福音派では、原則として全信徒に義務づけられた儀式である。聖餐への参加はこの後初めて可能になる⁽⁴⁵⁾。

1542年のカレンブルクとゲッティンゲンの『教会規定』は、「一年を通して定められた日に、子供たちにカテキズムを教え、特に四旬節には……毎日15分」教えることを定め、子供たちは十分なカテキズム教育を受けた後、牧師が定めた日曜か祝日に両親と代父によって会衆に紹介され、試問を受け、合格すれば、彼らは牧師によって按手と祈禱による堅信礼を受け、聖餐(Tisch des Herrn)に参加することが許される⁽⁴⁶⁾。ここにみるように、多くの諸都市諸領邦が、カテキズム教育、試問、堅信礼、聖餐をこのように順序つけて規定している。ここでいう「カテキズム教育」は、一年を通して子供一般を対象に行われる上述のカテキズム教育とは別枠で、堅信礼の前に堅信礼児(Konfirmande)のみを対象として行われるいわゆる集中的な事前教育である⁽⁴⁷⁾。これによってカテキズム教育は、単なる強制力を伴わない要請から、基本的にすべて幼児洗礼を受けた者が不可避的に通過しなければならない堅信礼の前提という一種の強制力をともなった教育へと変容していくのである。その上多くの規定が、この試問に合格しない者は聖餐に参加することができない、と明言している⁽⁴⁸⁾。あるいは1563年のボンメルンの『教会規定』のように、上述の手続きをへた堅信礼を、「必要な場合には強制的(mit Gewalt)に行う」ことを付言しているものもある⁽⁴⁹⁾。

カテキズム教育に関する規定を全望すると、このように堅信礼と結びついた規定が最も多くみられ、16世紀も時代が進むにつれてしだいに多くなっている。1545年の『ヴィッテンベルクの宗教改革』の規定は、「堅信礼はショーではなく、純粋な教義を保持し、教会の教義を広め、

さらに一致と紀律に役立てるべきものである⁽⁵⁰⁾」として、堅信礼の意義を強調しているが、このように教会でのカテキズム教育は、堅信礼という拘束力をともなうことによって、原則的に教区の子供全員を福音主義の教義へと導く効果的手段となったといえるだろう⁽⁵¹⁾。

ところで諸規定には、カテキズム教育を施す役職として以下のようなものが挙げられている。説教師 (Prediger)、牧師 (Pfarrer, Pastor)、助祭 (Diakon)、助任牧師 (Kaplan) そしてキュスター (Küster) である。前五者が聖職者であることは明らかである。説教師は初期の規定に言及されているのみで、その後は牧師の表記が最も多くなる。牧師に次いで頻繁に言及されているのがキュスターである。キュスターとは、正式な按手を受けた聖職者ではないが、中世にすでに存在していた一種の補助聖職者で、礼拝堂やその備品の管理をしたり、さらにミサの時に司祭の助手のような働きをしていた。またそれ以外にも、聖歌隊の指導や、市立ラテン語学校や教区学校の教育にも関わっていた⁽⁵²⁾。しかし、宗教改革後の福音派の教会では、キュスターは何より牧師の助手としてカテキズム教育を補助する役職として位置づけられている。たとえば、1535年のポンメルンの『教会規定』で、「各村で牧師 (parner) は皆、教会や家庭でカテキズムを教える時彼を助けることのできる控えめなキュスター (köster) を持つ⁽⁵³⁾」とあるように、牧師とキュスターが一緒に子供にカテキズムを教えることを規定しているものは多い⁽⁵⁴⁾。しかし必ずしもこのような規定ばかりではなく、カテキズム教育をキュスターに一任している規定も少なくない。ヒルデスハイムの1544年の『教会規定』は、村の教会ではキュスターが子供たちに、ルターの『小カテキズム』と読みかたを教えるよう定めている⁽⁵⁵⁾。

ところでルターは、その著作『人々は子供を学校へやるべきであるという説教』(1530年)で霊的身分 (der geistliche stand) について説いているところで、この身分に属する人々の中に、牧師や教師や説教師と並んでキュスターを挙げている。これらの人たちは、「説教の職務と神の言葉と sacrament の奉仕」をもっているというのである⁽⁵⁶⁾。あるいはリップの1538年の『教会規定』は、「キュスターの職務は、鐘を鳴らしたり、教会を閉めたりすることだけでなく、むしろそれ以上に神の共同体に奉仕すること」、つまり「礼拝に必要な讚美歌や十戒、使徒信条、イエス・キリスト、その他を誠実に教えること⁽⁵⁷⁾」であるとしている。

このように、キュスターは霊的な職務に与る者として宗教改革後、カテキズム教育の重要な部分を担うようになるが、特に子供のカテキズム

教育に当たったのである⁽⁵⁸⁾。キュスターがカテキズム教育に関して言及されている場合、ほとんど「子供たちに」あるいは「若い人に」と対象が明示されている。

しかし、キュスターの身分は様々であったと考えられる。農民や手工業者、あるいは遍歴学生などである場合もあった。それは、キュスターの給料や社会的な地位の低さによるものであろう⁽⁵⁹⁾。だが、キュスターのカテキズム教育が定着するにつれ、その身分に対する要求がしだいに高まっていくのが諸規定から見てとれる。マイセンの1540年の『巡察決議』は、子供にカテキズム教育を施すキュスターに関して、できれば学識のある (gelert) キュスターを任用すると付言している⁽⁶⁰⁾。1557年のザクセンの『一般条例』は、キュスター選出の際の宗務局 (Consistorio) あるいは教区監督 (Superintendenten) による試験を定め⁽⁶¹⁾、1563年のポンメルンの『教会規定』はマイセンと同様、キュスターに「学識があること」を定めている⁽⁶²⁾。したがって、キュスターの身分は時代が進むにつれ、学識のある遍歴学生などが主体となっていったと考えてよいだろう。

このような規定によって福音派世俗当局は、子供にカテキズム教育を施すキュスターの質の向上、すなわちカテキズム教育の充実に努めていった。その上カテキズム教育は、以上にみてきたような、牧師とキュスターによる週1～2回の実施から、やがて毎日授業を行う「キュスター学校」へと発展していくのである。この現象は16世紀の後半に徐々に現れてくる。

(2) キュスター学校

キュスター学校が史料上最初に現れるのは、一般に1580年のザクセンの『教会規定』においてであるとされている⁽⁶³⁾。ここでは「キュスター職について (Vom ampt der Cüsterer)」のところで、すべての村のキュスター (alle Custodes und Dorffküsterer) は、「毎日学校で授業をしなければならない。そこで少年たち (knaben) が、読み、書きそして讚美歌を学ぶ⁽⁶⁴⁾」とある。さらに、同じ規定にある教会巡察に際しての村のキュスターに関する箇条 (Von den Schreibern, Kirchnern, Glöcknern und Custoden in Dörffern) のところでは、巡察の際、キュスターが少なくとも毎日4時間授業をし、カテキズムを教え、ルターの讚美歌と「詩篇」を歌うことを教えているかどうかを、質問しなければならないとある⁽⁶⁵⁾。したがってキュスター学校の初期の形態は、村のキュ

スターが一日4時間ほど、男子生徒にカテキズム、讚美歌、読み、書きを教えるものであった。しかしこれは、教会で牧師やキュスターによって、週に1～2回行われた子供を対象とした上述のカテキズム教育の代わりに構想されたものではなく、あくまでそれと平行して別個に「学校」の形態をとって毎日カテキズムとさらに読み書きを教えようというものであった⁽⁶⁶⁾。

ここでいう「読み書き」は当然ドイツ語であるから、これは、後述するドイツ語学校の一つであり、キュスターによるドイツ語学校ともいえるものである。この点から規定をみると、すでに1571年のリップの『教会規定』に、キュスターによるドイツ語学校が言及されている。ここでは、「親は自分自身で神を畏れるように子供を教育できないから」すべての村のキュスター舎（Küstereyen）のあるところに、少年と少女のためのドイツ語学校を設置すると定めている。そしてキュスターが「敬虔で、読み書きができるなら」ここでの教師職を行うべきとしている⁽⁶⁷⁾。これはドイツ語学校であるが、明らかにそのめざすところは宗教教育であり、いわばキュスターによる教会でのカテキズム教育を、ドイツ語の読み書きにまで拡張したものともみることができるだろう。これは、上述のザクセンのキュスター学校についても同様である⁽⁶⁸⁾。

さらに、1585年のニーダーザクセンの『教会規定』では、都市に少女学校を設立する規定に続いて、村では同様に少女と少年が、キュスターあるいは牧師そして彼らの妻たちのところで読み書き計算、カテキズムと祈禱を学ぶよう定めている⁽⁶⁹⁾。これも、キュスターによるドイツ語学校と見ることができよう。

以上のように、キュスター学校の設置は、16世紀70年代以降に村落を中心にしだいに広がった現象とみることができる⁽⁷⁰⁾。これは恐らく、多くの村落には学校がなかったため、キュスターのカテキズム教育を拡大させて学校を作り、子供たちに読み書きも教える機会を与えようとしたものであろう。ドイツ語の読み書きは、カテキズムをよりよく理解させるためにも必要だったのである⁽⁷¹⁾。したがって、キュスター学校はいわば教会に敷設された「村落学校」ともいうべきものであった⁽⁷²⁾。

しかしこのキュスターによるドイツ語学校は、その原型がキュスターによるカテキズム教育であったかぎりにおいて、ドイツ語学校より、より宗教性の強いものであったことは否めないだろう。

(3) ドイツ語学校

ドイツ語学校は、中世末期の都市に、市民の要求に応える形で生まれた学校である。すなわち、商業や手工業を営む市民の子弟が、商売に必要なドイツ語の読み書きを学ぶために、実利的、職業的目的から全く私的な学校として始まったのであった。これが次第に市当局による認可を必要とするようになり、市立ドイツ語学校が成立するようになったのである。中世末期におけるこの成立と発展の過程を考えると、ドイツ語学校が教える科目は純粋に世俗的教科であるドイツ語の読み書きに限られていた。時に計算が加わることはあっても、ここには、宗教教育的なもの皆無であった⁽⁷³⁾。

しかし上述のように、宗教改革によってドイツ語学校に決定的な変化がもたらされ、この純粋に世俗的な学校に宗教教育が導入されることになったのである。これは、ブーゲンハーゲンによる1528年のブラウンシュヴァイクの『教会規定』において始めて構想されたもので、その後これに倣うかたちで、多くの福音派のドイツ語学校の規定に取り入れられていった⁽⁷⁴⁾。ただし、これは決して簡単に実現されたわけではない。正統的福音主義にたつ宗教教育を実践できる教師の確保、あくまで実利的教育のみを望む親の反対—このような問題と直面しながら、ドイツ語学校における宗教教育は16世紀半ばころには一般的に定着したとみられている⁽⁷⁵⁾。

ドイツ語学校に関する諸規定をみると、ほとんどのものが授業内容としてカテキズム教育をドイツ語の読み書きと並んで挙げている。その際、このカテキズム教育に関しては市や領邦から特別の報酬が教師に支払われ、その他の授業に関しては生徒が授業料を払う事が明示されている。たとえばボンメルンの1535年の『教会規定』では、市参事は「書き方学校 (Schreibschulen)」の認可に際し、教師に対する義務として、「共同金庫からの年毎の贈り物と引き換えに、ドイツ語の詩篇、聖書からの箴言、カテキズムを教えること」を挙げている。そして「かれらの給料は授業料からのみ成り立つ」⁽⁷⁶⁾。すなわち、ドイツ語学校の本来の授業内容である読み書きは、親からの授業料と対価に、カテキズム教育については、これは親の希望ではなく世俗当局の方針であるため、それに対する報酬は世俗当局がまかなおうというものである。このような方法で世俗当局は、ドイツ語学校へ宗教教育を導入を図ったのである。

しかし、このドイツ語学校への宗教教育の導入によって、教会がドイツ語学校に積極的に関わるようになり、教師の採用、学校の巡察などを

通して、いわばドイツ語学校の監督者的立場を獲得することになるのである。たとえば1559年のヴェルテンベルクの『教会規定』では、ドイツ語学校の教師は、「我々の指令を受けた教会委員会 (Kirchen Rätchen) によって送られ、前もって試験された人物、すなわち読み書きに長けていると報告され、しかも若者にカテキズムと讚美歌を教えることのできる人物」であることが求められている⁽⁷⁷⁾。

ドイツ語学校の教師の出自は、多くは手工業者あるいは遍歴者などであった⁽⁷⁸⁾。これらの人材は、ドイツ語を教えることは可能でも、必ずしもカテキズムを教えるに適した人物ではなかったのであろう。特に後者は、各地を遍歴してきているため、当該地にとって望ましくない教義を広める危険性もあった⁽⁷⁹⁾。そのため世俗当局は、教会による教師の査察を徹底させ、教師を教会の監督下に置くことによってドイツ語学校の宗教的正統性を管理しようとしたのである。

このようにドイツ語学校は宗教改革後、ドイツ語の読み書きを学ぶ場であるだけでなく、宗教教育の場としての性格を世俗当局から強要されていくのである。1542年のシュレスヴィヒ・ホルシュタインの『教会規定』をみると、ドイツ語学校の設置を定める箇所、「我々は、子供たちに……神の御心にかなり生活の始まりを隠すことをもはや望まない。そこでは神的な生活に属することのみが教育される⁽⁸⁰⁾」というように、ドイツ語学校の性格の転換を明言している。しかしこれも、教会の監督を介して始めて実現されたのである。

(4) ラテン語学校

宗教改革後、たくさんのラテン語学校が各地に設立された⁽⁸¹⁾。実際、福音派になった諸都市諸領邦の教会・学校規定のほとんどがラテン語学校に関する規定をもっている。しかもラテン語学校に関する規定は、しばしば詳細を極め、ドイツ語学校、あるいはキュスター学校の規定とは比べものにならないほど多くのスペースを割いている⁽⁸²⁾。

16世紀のラテン語学校について考察するにあたり、まずその雛型となったメランヒトンのいわゆる「ザクセン学校計画 (der kursächsische Schulplan)」を取り上げてみる。これは1528年にメランヒトンによって起草された『ザクセン選帝侯国内の牧師たちに対する巡察官の指導書 (Unterricht der Visitatoren an die Pfarhern ym Kurfürstentum zu Sachsen)』の終章(「学校について (Von Schulen)」)を成すもので、以後福音派ラテン語学校はほぼこの構想に倣って計画されたといわれて

いる⁽⁸³⁾。この学校計画は冒頭に学校設立の目的を明示しているが、それは「教会と世俗の統治 (der weltliche regiment)」のために「有能な人々 (geschickte leute)」を教育することである⁽⁸⁴⁾。したがってここで目標とされているものは、一般民衆を念頭においた大衆教育ではない。新しい福音主義の国家を担うべき人材、つまりエリートの教育であり、ラテン語教育である。

メランヒトンの計画は生徒を学力によって三つのクラス (hauffe) に分け、それぞれの授業内容がテキストとともに規定されている⁽⁸⁵⁾。これらを宗教教育に関連した規定を中心に概観してみよう。第一のクラス (初級) では、ラテン語の読み方のテキストとして、「主の祈り」、「使徒信条」、「十戒」を含んだものをあげているが⁽⁸⁶⁾、これはあくまでラテン語の学習のためであり、宗教教育を意図したものではない。

第二のクラス (中級) には、ラテン語の学習以外に、詳細に宗教教育の規定が書かれている⁽⁸⁷⁾。まず、水曜日から土曜日の一日が、宗教教育の日として定められている。これは、生徒に「キリスト教的かつ敬虔な生活の初歩」を教えることが必要だからである。教材として挙げられているのは、「主の祈り」、「使徒信条」、「十戒」、「詩篇」、「マタイによる福音書」、「テモテ第二の手紙」、「ヨハネ第一の手紙」、「箴言」である⁽⁸⁸⁾。これらを教師は解説し、生徒に朗誦ないし暗唱させる。ここから生徒は「敬虔、信仰、よき業」を学ぶのである。

第三のクラス (上級) は、第一と第二のクラスで文法を修得した最も有能な生徒たちを選んで編成される。このクラスはもっぱらラテン語のテキストや修辞学、論理学が中心に教授され、聖書はその関連のテキストとして言及されているにすぎない⁽⁸⁹⁾。

こうして、メランヒトンによって宗教教育がラテン語学校規定に導入された⁽⁹⁰⁾。しかし、この宗教教育に割り当てられている時間は、ラテン語教育に対するそれに比べ、極端に少ないことに注意しなければならない⁽⁹¹⁾。特に第一と第三のクラスでは、ほとんど皆無に等しい。この学校計画は、なによりもラテン語偏重の、生徒を大学へ送るための教育構想なのである。

この「ザクセン学校計画」以後に公布された諸都市諸領邦の教会・学校規定をみてみると、ラテン語学校の宗教教育に関しては、ほとんどの場合はほこの計画が踏襲されている。つまり一週に一日、宗教教育の日を設け、カテキズム、聖書を学ぶことを定めている⁽⁹²⁾。しかし多くの規定は、ザクセンの場合と異なり、宗教教育の教材を全生徒に対して指定

し、常に全員が宗教教育を受けるようになってきている⁽⁹³⁾。それにしても、教育の大半の時間はやはりラテン語教育に費やされており、社会の指導層を養成する学校として構想されていたことは否めない。

IV おわりに

福音派諸都市諸領邦の学校構想は、宗教教育を強調することによって、従来の学校の性格に大きな変更をもたらした。まずラテン語学校にはカテキズム教育を含む宗教教育が取り入れられたが、ラテン語学校が何よりラテン語教育を中心とした聖俗のエリートを教育する場であることに変わりはなく、他の学校に比べての就学率の低さ⁽⁹⁴⁾を考へても、ラテン語学校における宗教教育の社会的効果を高く評価することはできないであろう。

一方、福音派諸都市諸領邦の学校構想は、一般の子供たちの学校として、新しいタイプの学校を生み出した。すなわち福音主義的ドイツ語学校とキュスター学校である。これら二種の学校を比べると授業内容はほぼ同じであるが、成立の過程も異なり、すなわちドイツ語学校は市民の要求に応じて発展した学校であり、キュスター学校は教会のカテキズム教育から発展した学校であることから、その教育の質に違いがあらわれてくる。たとえばリュウベックでは、1573年の『学校規定』で、市内ドイツ語学校と併存するかたちで五つのキュスター学校の設立を定めているが、これはドイツ語学校の教師に対する教会の不信感から、別にキュスターを教師にしたキュスター学校を創ることによって宗教教育の徹底を図ったものと考えられる⁽⁹⁵⁾。この事例が示唆するのは、カテキズム教育にはドイツ語学校教師よりキュスターの方が望ましく思われていたということである。だとすれば、16世紀を通してしだいにドイツ語学校が宗教教育の新しい担い手になったとしても、キュスター学校におけるほど宗教教育は決定的な役割を果たしえなかったであろう⁽⁹⁶⁾。

このことを裏付ける別の理由としては、ドイツ語学校の教師は、カテキズム教師である以前に、何よりもまずドイツ語教師であったという事実が挙げられる。授業料の支払い義務のあるドイツ語学校に師弟を送る親たちが学校に求めたものは、当然カテキズム教育よりも読み書き中心の授業であったろう⁽⁹⁷⁾。一方キュスター学校は元来教会に付属する学校として、カテキズム教育は必修であり教育内容のそもそもの中心であった。

しかしいづれにせよ、これらは就学強制のない学校であった。したがって、授業料を払う意志のある者、あるいは払う能力のある者のみが通る

強制力のない学校ということである⁽⁹⁸⁾。実際、これらのドイツ語学校やキュスター学校の規定にはそれに続いて、子供たちをこれらの学校に送るよう、両親への警告が添えられているものが少なくない⁽⁹⁹⁾。これは暗に、世俗当局が期待するほどこれらの学校に生徒が集まらなかったことを示唆していよう。

一方学校における宗教教育とは対照的に、教会におけるカテキズム教育は無償で、しかも堅信礼の準備という拘束力を伴っていた。したがって原則的に、すべての子供たちは教会でのカテキズム教育を受けなければならない状況におかれていたのである。

さらに学校における宗教教育と教会との関わりについては、注目すべきことがある。それはラテン語学校やドイツ語学校の規定にみられるもので、宗教教育の一環として、礼拝への出席 (Kirchgang)、讚美歌の練習等が挙げられていることである⁽¹⁰⁰⁾。そもそも教会での朝と晩の礼拝 (Mette und Vesper) は、専ら生徒のための礼拝 (Schulgottesdienst) であった⁽¹⁰¹⁾。たとえば1543年のブラウンシュヴァイク・ヴォルフェンブッテルのラテン語学校の規定によれば、週日の朝と晩、教師は生徒を教会につれていき、そこで「詩篇」を歌うだけでなく、新約聖書からラテン語のテキストを読み、讚美歌を歌わなければならない。さらに日曜のミサではラテン語のカテキズムを朗読しなければならない⁽¹⁰²⁾。あるいは1560年のシュトラールズントのドイツ語学校の『学校規定』では、生徒はラテン語学校の生徒とともに、朝の礼拝の役割を果たすべきことを定めている⁽¹⁰³⁾。また、日曜日の礼拝に朗読される福音書の解説が宗教教育の中に組み込まれているラテン語学校やドイツ語学校の規定も多い⁽¹⁰⁴⁾。

このように、学校における宗教教育は教会と切り離しがたく、教会が学校の宗教教育の重要な部分を担っていたといえるだろう。

これらを考えあわせると、福音派諸都市諸領邦の教会・学校規定にみられるラテン語学校、ドイツ語学校、キュスター学校の宗教教育は、教会の宗教教育の効果をしのご程のものであったとは考えがたいのである。

そのうえ上述のように、教会でのカテキズム教育は、福音派諸都市諸領邦の諸規定の中で最も多く言及されている。このことからみても教会こそ福音派における宗教教育の中心として位置づけられた場所であり、最も広範な生徒を対象に、宗派形成の効果的成果を期待される場であったと結論できよう。各学校における宗教教育は、教会でのカテキズム教育をいわば補強する役割として機能するものであった、とみるべきであ

る。

しかし、これらはいくまで福音派諸都市諸領邦の諸規定から描き出された宗教教育構想である。この構想が、現実にどのように機能したのか。これは、個別の都市あるいは領邦を対象とした研究によって明らかされなければならない。そこにおいて、領域内宗派統一に宗教教育が果たした役割はどのようなものであったのか、改めて具体的に検討してみたい。

註

- (1) Vgl. R. Po-chia Hsia, *Social Discipline in the Reformation*, New York 1989, p.5, 114; Gunnar Thiele, Das zünftige Schulwesen im alten Lübeck. Ein Beitrag zur Geschichte der deutschen Volksschule, in: *Mitteilungen des Vereins für Lübeckische Geschichte und Altertumskunde*, 15.Heft, Nr.10/11, 1939, S.206; Rudolf Menzel, *Die Anfänge der Volksschule in Deutschland. Dargestellt unter besonderer Berücksichtigung der mitteldeutschen protestantischen Territorien*, Berlin 1958, S.60f.; Wolfgang Reinhard, Konfession und Konfessionalisierung in Europa, in: ders (Hg.), *Bekennnis und Geschichte*, München 1981, S.184. 拙稿「ルターの教育構想に関する一考察」『敬和学園大学研究紀要』第7号、1998年、27-28頁参照。
- (2) 拙稿、前掲、27-45頁参照。
- (3) 教会規定は、福音派になった都市の市参事会あるいは領邦君主によって公布されたもので、新しい福音主義教会の諸規定を納めたものである。共通して見られる内容は、教義、礼拝、典礼、教会組織、紀律、結婚、学校、教会・学校財政、貧民救済などに関する諸規定である。Charles L. Robbins, *Teachers in Germany in the 16. Century. Conditions in Protestant Elementary and Secondary Schools*, New York 1912, p.10, 12. 一般に学校規定は教会規定の中に含まれているが、1530年代から、教会規定から独立した学校規定が公布されるようになっていく。分量に関しては、教会規定の中に含まれるものであれ、独立した学校規定であれ、都市、領邦によって様々である。本稿は教会・学校規定の史料として主に以下のものを参照した。Aemilius Richter (Hg.), *Die evangelischen Kirchenordnungen des 16. Jahrhunderts*, 2 Bde., Weimar 1846 (以下 Richter と略す); Reinhold Vormbaum (Hg.), *Die evangelischen Schulordnungen des 16. Jahrhunderts*, 1.Bd., Gütersloh 1860 (以下 Vormbaum と略す); Georg Mertz, *Das Schulwesen der deutschen Reformation im 16. Jahrhundert*, Heidelberg 1902, Anhang, Die evangelischen Kirchen= und Schulordnungen im 16. Jahrhundert (以下 Mertz, Anhang と略す)。
- (4) Vgl. Mertz, *op.cit.*, S.234, 454; Wolfgang Reinhard, Zwang zur Konfessionalisierung? Prolegomena zu einer Theorie des konfessionellen Zeitalters, in: *Zeitschrift für historische Forschung*, 10, 1983, S.265.
- (5) ベーター・ルトグレン『ドイツ学校社会史概観』(晃洋書房、1995年)、8-28頁参照。
- (6) Vgl. Ferdinand Cohrs, *Der religiöse Unterricht der Kleinen in der evangelischen Kirche seit der Reformation*, Beyer 1931, S.28-36.
- (7) Thiele, *Das zünftige Schulwesen im alten Lübeck*, S.210. ティーレは、民衆の宗教教育は家庭と教会が担うべき事柄であって、学校の任

務ではない、という考え方が当時支配的であった、としている。Ibid., S.206. 同様に以下も参照。Karl Julius Löschke, *Die religiöse Bildung der Jugend und der sittliche Zustand der Schulen im 16. Jahrhundert*, Breslau 1846, S.170; Wilhelm Flitner, *Vier Quellen des Volksschulgedankens*, Hamburg 1949, S.43ff.; Johann Michael Reu, *D. Martin Luthers kleiner Katechismus, die Geschichte seiner Entstehung, seiner Verbreitung und seines Gebrauchs*, München 1929, S.140. しかし近世初頭における家庭の状況は、デュルメンが指摘しているように、信仰について著しく無知で、まっとうな宗教教育を子供の施すことのできる家庭はきわめて少なかった。Richard van Dülmen, *Kultur und Alltag in der frühen Neuzeit*, Bd.1, 1990 München, S.120. 拙稿、前掲、31頁参照。

- (8) Mertz, Anhang, S.473.
- (9) Ibid., S.539.
- (10) Vormbaum, Bd.1, S.21.
- (11) Vgl. Johann Michael Reu (Hg.), *Quellen zur Geschichte des kirchlichen Unterrichts in der evangelischen Kirche Deutschlands zwischen 1530 und 1600, 1.Teil, Quellen zur Geschichte des Katechismus-Unterrichts. Bd.1: Süddeutsche Katechismen*, Gütersloh 1904, S.vi; Löschke, *op.cit.*, S.68.
- (12) Heinz Brunotte/ Otto Weber (Hgg.), *Evangelische Kirchenlexikon*, Bd.2, Göttingen 1962, 2.Aufl., S.561.
- (13) Ferdinand Cohrs (Hg.), *Die evangelischen Katechismusversuche vor Luthers Enchiridion*, Bd.4, S.269-271. Vgl. Johannes Meyer, *Historischer Kommentar zu Luthers kleinem Katechismus*, Gütersloh 1929, S.75f. 「十戒」と「アヴェ・マリア」がカテキズムの内容として教会会議で承認されたのは13世紀である。Ibid., S.78.
- (14) Reu, *D. Martin Luthers kleiner Katechismus*, S.4; Cohrs (Hg.), *Die evangelischen Katechismusversuche*, S.229f., 240.
- (15) 中世の学校に特別なキリスト教教育が存在しなかったことは、多くの研究者によって指摘されている。Vgl. Ivar Asheim, *Glaube und Erziehung bei Luther. Ein Beitrag zur Geschichte des Verhältnisse von Theologie und Pädagogik*, Heidelberg 1961, S.73; Friedrich Roth, *Der Einfluss des Humanismus und der Reformation auf das gleichzeitige Erziehungs- und Schulwesen bis in die ersten Jahrzehnte nach Melancthons Tod*, Halle 1898, S.97; Friedrich Hahn, *Die evangelische Unterweisung in den Schulen des 16. Jahrhunderts*. Heidelberg 1957, S.26.
- (16) Vgl. *Evangelische Kirchenlexikon*, Bd.2. S.555; Cohrs (Hg.), *Die evangelischen Katechismusversuche vor Luthers Enchiridion*, S.239f; Mertz, *op.cit.*, S.243.
- (17) ボヘミア兄弟団の『子供の問い』については以下を参照。Cohrs (Hg.), *Die evangelischen Katechismusversuche*, S.241f.; Reu, *D. Martin Luthers kleiner Katechismus*, S.9; Paul Barth, *Die Geschichte*

der Erziehung in soziologischer und geistesgeschichtlicher Bedeutung, 5/6. Aufl., Leipzig 1925, S.320f.

- (18) Vgl. Cohrs (Hg.), *Die evangelischen Katechismusversuche*, S.242-244.
- (19) たとえば、ルターの『十戒、使徒信条、主の祈りの短い形 (*Kurze Form der zehn Gebote, des Glaubens, des Vaterunsers*)』(1520)や『祈禱小書 (*Betbüchlein*)』(1522)などである。Vgl. *Ibid.*, S.241f.; Löschke, *op.cit.*, S.31; Barth, *op.cit.*, S.322f.; Reu, *D. Martin Luthers kleiner Katechismus*, S.8.
- (20) *D. Martin Luthers Werke, Kritische Gesamtausgabe*, Bd.19, Weimar 1897, S.76. (以下WAと略す) ここでルターは次のように書いている。「まず第一に、ドイツ語の礼拝では、大まかで、簡潔で、平易なよいカテキズムが必要である。しかし、カテキズムとはキリスト者になろうとする異教徒に、キリスト教では何を信じ、行い、禁じ、知らなければならぬか、教え導く教育である。」
- (21) たとえばニュルンベルク、ストラスブルク、ウルム、パーゼルなどである。Vgl. Cohrs (Hg.), *Die evangelischen Katechismusversuche*, S.251-253; Reu, *D. Martin Luthers kleiner Katechismus*, S.14.
- (22) ルターのカテキズムの成立には、次のような事情が存在した。ザクセンでは1527年から教会巡察がおこなわれるが、その結果は惨憺たるもので、信仰に関する民衆の無知があますところなく露呈された。ルターはこの教会巡察でみずから体験したことを『小カテキズム』の序文で次のように書いている。「一般の人々は、特に農村では、キリスト教の教えについて全く何も知らない。」これは「悲惨な、見るに忍びない窮地」である。WA, Bd.30/1, Weimar 1910, S.346. ここからルターは、カテキズムを自ら起草する必要を痛感し、1516年からヴィッテンベルクではほぼ毎年行われた一連のカテキズム説教をもとに、カテキズムの起草に当たったのである。特に1528年に3回にわたって行われた連続説教が、『大カテキズム』のもとになったと言われている。Georg Wuchwald, *Die Entstehung der Katechismus Luthers und die Grundlage des grossen Katechismus*, Leipzig 1894, S.Vff., Xf., XV.
- (23) Vgl. Cohrs (Hg.), *Die evangelischen Katechismusversuche*, S.261f.; Reu, *D. Martin Luthers kleiner Katechismus*, S.16-21. 1529年5月に出版された『小カテキズム』は小冊子の形をとっているが、すでに1529年1月と3月にこれはポスターの形で出されていた。いわば家庭用ポスター (*Haustafel*) である。この形をとったのは、家庭の父親たちに向けられたものであったためであろう。しかし、『小カテキズム』のタイトルが付けられたのは5月出版の小冊子からである。Vgl. Buchwald, *op.cit.*, S.XIII.
- (24) WA, Bd.30/1, S.348f.
- (25) WA, Bd.30/1, S.349f. ルターは『ドイツミサ』においても次のように言っている。カテキズム教育は、それを受ける者が、「今まで行われてきたように、言葉を暗記して暗唱するだけでなく、一つ一つについて質問し、そしてそれが何を意味し、それをいかに理解するかを彼らに

答えさせるのである。」WA, Bd.19. S.76. 暗記を主体とした機械的な中世のカテキズム教育については以下を参照。Cohrs (Hg.), *Die evangelischen Katechismusversuche*, S.398f.

- (26) WA, Bd.30/1, S.350.
- (27) Vgl. Löscke, *op.cit.*, S.36; Reu, *D. Martin Luthers kleiner Katechismus*, S.65; Meyer, *op.cit.*, S.491-493.
- (28) Vgl. Ernst-Wilhelm Kohls, *Die evangelischen Katechismen von Ravensburg 1546/1733 und Reichenweier 1547/1559*, Stuttgart 1963, S.17; Reu, *D. Martin Luthers kleiner Katechismus*, S.59.
- (29) WA, Bd.19. S.76.
- (30) WA, Bd.19. S.79. 「洗礼」と「聖餐」が福音派のカテキズムに取り入れられたのは、1525年のブーゲンハーゲンのカテキズム『信徒と子供のための小冊子 (*Büchlein für die Laien und die Kinder*)』であった。Vgl. Cohrs (Hg.), *Die evangelischen Katechismusversuche*, S.248f., 275.
- (31) WA, Bd.30/1, S.212.
- (32) Vgl. Cohrs (Hg.), *Die evangelischen Katechismusversuche*, S.269-280. ルターの『小カテキズム』に含まれているものはこれらにとどまらない。主要素材以外のものとしてまず挙げなければならないのが、「懺悔」の項である。これは1529年5月の小冊子としての初版には全く扱われていないが、その直後6月の第二版には最後の部分に付随的に載せられていたもので、『大カテキズム』でも同様の扱いであった。もともと普及した1531年版では、「洗礼」と「聖餐」の間に本来のカテキズムの素材として組み入れられている。しかし、ルターはこれを sacrament の一つとして扱っているわけでない。Vgl. *Ibid.*, S.280, Anm.1; Reu, *D. Martin Luthers kleiner Katechismus*, S.31-34. さらに、1531年版に関して言うならば、それ以外にも、「朝と晩の祝福」、「食前食後の祈り」、「家訓 (Haustafel)」が納められている。このように、カテキズムの素材は五つの主要素材だけに決して限定されたものではなかった。Vgl. Meyer, *op.cit.*, S.26. ルター以外では、たとえばアグリコラのカテキズムには、「三位一体」や「キリストの受難」についての素材も取り込まれている。Vgl. Cohrs (Hg.), *Die evangelischen Katechismusversuche*, Bd.4. S.314f.
- (33) Vgl. Reu, *D. Martin Luthers kleiner Katechismus*, S.119-127.
- (34) WA, 30/1, S.354-361.
- (35) WA, 30/1, S.365, 367.
- (36) WA, 30/1, S.369-378.
- (37) Vgl. Mertz, *op.cit.*, S.243; Hahn, *op.cit.*, S.64.
- (38) たとえば1531年のトラーヴェミュンデの『教会規定』は、牧師と助任牧師 (Capellan) は一定の時期に、民衆に (dem volcke) カテキズムを教えなければならないとしている。Richter, Bd.1, S.152. このように明確に対象を「民衆」と明言しているものもあれば、1533年のヴィッテンベルクの『教会規定』のように「日曜の早朝、司祭 (priester) あ

るいは助祭 (Diacon) はカテキズムを説教しなければならない」(Richter, Bd.1, S.220) と対象を限定していないものもある。対象が限定されていない場合、暗黙に子供を想定している場合もあるが、この場合は時間的にみても、規定全体のバランスからみても、成人を対象としたカテキズム説教に違いない。

- (39) Richter, Bd.1, S.227.
- (40) Richter, Bd.1, S.236.
- (41) Vgl. Heinrich Heppe, *Geschichte des deutschen Volksschulwesens*, Bd.1, Gotha 1858, S.15.
- (42) Richter, Bd.2, S.288.
- (43) たとえばザクセンの1557年の『一般条例』(Richter, Bd.2, S.184)、ブランデンブルクの1573年の『巡察・宗務局規定』(Mertz, Anhang, S.585) など。
- (44) Vgl. Menzel, *op.cit.*, S. 61.
- (45) カトリックの堅信礼 (Firmung) にかわる福音派の堅信礼は、ヘッセンに始まったといえるだろう。ヘッセン方伯フィリップは1539年、ツィーゲンハインの『紀律規定 (Zuchtordnung)』において、すべての子供たちに教会でカテキズム教育を受けることを義務づけ、この後「キリスト教信仰の最も大事な部分」についての試問を経て、堅信礼を施すことを定めた。Emil Sehling (Hg.), *Die evangelischen Kirchenordnungen des 16. Jahrhunderts*, Bd.8, Tübingen 1965, S.104. これは、再洗礼派への対策として青少年の福音主義信仰の教化を図ったものである。Vgl. Walter Heinemeyer, *Die Bildungspolitik Landgraf Phillipps des Grossmütigen von Hessen*, in: *Hessisches Jahrbuch für Landesgeschichte*, 21, 1971, S.126; Menzel, *op.cit.*, S.60f. ここに始まるカテキズム教育と堅信礼の導入は、まもなく全福音派地域に伝播していった。
- (46) Richter, Bd.1, S.564. 堅信礼においては、会衆の前での堅信礼児の公の信仰告白が条件としてあげられている規定も多い。以下を参照。1545年のヴィッテンベルクの『宗教改革規定』(Mertz, Anhang, S.498)、1563年のプファルツの『教会規定』(Richter, Bd.2, S.260) など。
- (47) 堅信礼児のみを対象としてカテキズム教育を定めているものとして、以下を参照。1543年のケルンの『宗教改革規定』(Richter, Bd.2, S.41)。1556年のヴァルデックの『教会規定』(Richter, Bd.2, S.174) など。Vgl. Heppe, *Geschichte des deutschen Volksschulwesens*, S.26f.
- (48) たとえば1538年のリッペの『教会規定』(Richter, Bd.2, S.499)、1559年のヴェルテンベルクの『教会規定』(Richter, Bd.2, S.210) など。
- (49) Mertz, Anhang, S.541.
- (50) Mertz, Anhang, S.498.
- (51) Menzel, *op.cit.*, S.61, 63.
- (52) K. Pallas, *Der Küster in der evangelischen Kirche*, in:

- Zeitschrift des Vereins für Kirchengeschichte der Provinz Sachsen*, 19, Nr.1, 1922, S.3ff.; Roth, *op.cit.*, S.2. キュスターの呼び名は他にも以下のようなものがある。Messner, Glöckner, Opfermann, Kustos, Kirchner, Sigrist など。Vgl. Barth, *op.cit.*, S.326; Heppe, *Geschichte des deutschen Volksschulwesens*, S.18f.
- (53) Richter, Bd.1, S.249.
- (54) たとえば1531年のトラーヴェミュンデの『教会規定』(Richter, Bd.1, S.153)、1543年のブラウンシュヴァイク・ヴォルフェンブッテルの『教会規定』(Richter, Bd.2, S.57) など。
- (55) Richter, Bd.2, S.80. 他にも同様に以下を参照。1538年のリッペの『教会規定』(Richter, Bd.2, S.494)、1573年のホーヤの『教会規定』(Mertz, Anhang, S.585) など。
- (56) *WA*, 30/2, Waimar 1909, S.528.
- (57) Richter, Bd.2, S.494.
- (58) Vgl. Friedrich Hermann Löscher, *Schule, Kirche und Obrigkeit im Reformationsjahrhundert*, Leipzig 1925, S.34; Cohrs, *Der religiöse Unterricht*, S.32ff.; Mertz, *op.cit.*, S.405.
- (59) Cohrs, *Der religiöse Unterricht*, S.32; Menzel, *op.cit.*, S.407. キュスターの給料の低さは、以下のような規定からも明らかである。「キュスター (glöckner) は、妻子を養うには少なすぎる報酬しかもらえないので……手工業者をこの職に任用してもよい。」(1557年のザクセンの『一般条例』。Richter, Bd.2, S.187.)
- (60) Richter, Bd.1, S.321.
- (61) Richter, Bd.2, S.186.
- (62) Richter, Bd.2, S.245. Vgl. Mertz, *op.cit.*, S.407; Cohrs, *Der religiöse Unterricht*, S.33f.
- (63) Vgl. Friedrich Michael Schiele, Luther und das Luthertum in ihrer Bedeutung für die Geschichte der Schule und der Erziehung, in: *Preussisches Jahrbuch*, 31, 1908, S.390; Flitner, *op.cit.*, S.45. 1580年のザクセンの『教会規定』におけるキュスター学校に関しては以下を参照。Heinrich Heppe, *Das Schulwesen des Mittelalters und dessen Reform im 16. Jahrhundert*, Marburg 1860, S.62; Barth, *op.cit.*, S.328.
- (64) Richter, Bd.2, S.450.
- (65) Richter, Bd.2, S.413.
- (66) 同じ『教会規定』がやはり「キュスター職について」のところで、キュスターに対し、日曜日と祝日に民衆の前で福音書の説教の前にカテキズムを朗読するように規定するのに続けて、「彼らの生徒」にも、水曜日にカテキズムを言わせるように命じている。Richter, Bd.2, S.450. Vgl. Menzel, *op.cit.*, S.74; Pallas, *op.cit.*, S.17f.
- (67) Vormbaum, Bd.1., S. 225. 同様に1569年のブラウンシュヴァイク・ヴォルフェンブッテルの『教会規定』も参照。Mertz, Anhang, S.568.

- (68) Vgl. Rudolf Schmidt, *Volksschule und Volksschulbau von den Anfängen des niederen Schulwesens bis in die Gegenwart*, Wiesbaden-Dotzheim 1967, S.12.
- (69) Vormbaum, Bd.1, S. 400. カテキズムとドイツ語の読み書きを教える少女だけを対象とした少女学校も、多くの教会・学校規定にその設立が規定されている。たとえば1526年のヘッセンの『宗教改革規定』(Mertz, Anhang, S.461)、1563年のボンメルンの『教会規定』(Vormbaum, Bd.1, S.177) など。16世紀の少女学校については以下を参照。Friedrich Roth, *Weibliche Erziehung und weiblicher Unterricht im Zeitalter der Reformation*, Diss., Leipzig 1893; Thiele, *Das zünftige Schulwesen im alten Lübeck*, S.193ff.; Mertz, *op.cit.*, S.177f.; Heppe, *Geschichte des deutschen Volksschulwesens*, S.8,32; Menzel, *op.cit.*, S.98f.
- (70) 村落のキュスター学校は、16世紀末には、福音派の重要な領邦にはどこでもみられた。Menzel, *op.cit.*, S.101. しかし、キュスター学校は農村にだけ限られたものではなく、たとえばクールマルクやリューベックのように、都市においてドイツ語学校と併存する形で存在することもあった。Vgl. Eduard Spranger, *Zur Geschichte der deutschen Volksschule*, in: ders, *Gesammelte Schriften*, Bd.3, Heidelberg 1970, S.13,141; Willy Ruge, *Die Blütezeit der deutschen Schulen Lübecks in der 2. Hälfte des 16. Jahrhunderts*, Lübeck 1900, S.447, Anhang, S.538; Schmidt, *op.cit.*, S.13.
- (71) Vgl. Schiele, *op.cit.*, S.390.
- (72) Vgl. Menzel, *op.cit.*, S.68f.; Löscher, *op.cit.*, S.16f.
- (73) Vgl. Spranger, *op.cit.*, S.138; Thiele, *Das zünftige Schulwesen im alten Lübeck*, S.186.
- (74) ブーゲンハーゲンは北ドイツ諸都市の教会規定の起草を多く手がけたが、その基本構想は後述するラテン語学校を中心としたメランヒトンの学校計画に倣うものであった。しかし、メランヒトンがまったく顧慮しなかったドイツ語学校や少女学校の設立を学校規定の中に盛り込み、しかもそこに宗教教育を導入した点にブーゲンハーゲンの独自性が指摘されている。Vgl. Cohrs, *Der religiöse Unterricht*, S.29; Theobald Ziegler, *Geschichte der Pädagogik mit besonderer Rücksicht auf das höhere Unterrichtswesen*, 2.Aufl. München 1904, S.93; Heppe, *Das Schulwesen des Mittelalters*, S.56ff.; Gunnar Thiele, *Zur Entstehung der deutschen Volksschule*, in: *Zeitschrift für Geschichte der Erziehung und des Unterrichtes*, 28, 1938, S.199.
- (75) Vgl. Menzel, *op.cit.*, S.92f.
- (76) Mertz, Anhang, S.481. 同様なものとして他に、1528年のブラウンシュヴァイクの『教会規定』(Vormbaum, Bd.1, S.17)。
- (77) Vormbaum, Bd.1, S.71. 同様な規定として以下も参照。1536年のハノーファーの『教会規定』(Vormbaum, Bd.1, S.32)、シュトラースブルクの1598年の『教会規定』(Vormbaum, Bd.1, S.401)。

- (78) Vgl. Rudolf Endres, *Das Schulwesen in Franken im ausgehenden Mittelalter*, in: B. Moeller ua. (Hgg.), *Studien zum städtischen Bildungswesen des späten Mittelalters und der frühen Neuzeit*, Göttingen 1983, S.193.
- (79) Vgl. Menzel, *op.cit.*, S.92.
- (80) Vormbaum, Bd.1, S.38.
- (81) Mertz, *op.cit.*, S.174. ラテン語学校の生徒の年齢について諸規定は何ら言及していないが、エンドレスはニュルンベクルを例に、5～6歳で学校に入ったとしている。Endres, *op.cit.*, S.199.
- (82) Vgl. August Hettwer, *Herkunft und Zusammenhang der Schulordnungen*, Mainz 1965, S.112
- (83) 「ザクセンの学校計画」については以下を参照。Vormbaum, Bd.1, S.1-8; Ziegler, *op.cit.*, S.66ff.; Hettwer, *op.cit.*, S.26ff.; Hahn, *op.cit.*, S.30ff.; Roth, *Der Einfluss des Humanismus*, S.61ff.; Cohrs, *Der religiöse Unterricht*, S.28f.; Lösckke, *op.cit.*, S.12f., 23ff.; Heppe, *Das Schulwesen des Mittelalters*, S.54ff.; Flitner, *op.cit.*, S.44f.; Barth, *op.cit.*, S.325; Hermann Ehmer, *Bildungsideale des 16. Jahrhunderts und die Bildungspolitik von Herzog Christoph in Württemberg*, in: *Blätter für Württembergische Kirchengeschichte*, 77, 1977, S.11f.
- (84) Vormbaum, Bd. 1, S.1, 4. この点はルターの文書にも明言されている。拙稿、前掲、32-34頁参照。以下の諸規定にも同様の表現がみられる。1543年のブラウンシュヴァイクの『学校規定』(Vormbaum, Bd.1, S.44)、1581年のブリーガーの『学校規定』(Mertz, Anhang, S.607) など。
- (85) クラス編成はメランヒトンの計画以前にもみられる。たとえば1525年のアイスレーベンの『学校規定』も3クラスを設定している。Vgl. Mertz, Anhang, S.459. 宗教改革以前のラテン語学校にもクラスの種類があった。Hahn, *op.cit.*, S.31. なお、1528年以後の他のラテン語学校のクラス数は都市や領邦の規模によって様々である。たとえばハンブルクの1529年の『教会規定』では5クラス (Vormbaum, Bd.1, S.19)、ウルムの1531年の『教会規定』では4クラス (Mertz, Anhang, S.473) マグデブルクの1553年の『学校規定』では7クラス (Mertz, Anhang, S.505) など。
- (86) Vormbaum, Bd.1, S.5.
- (87) Vormbaum, Bd.1, S.7.
- (88) これ以外のものは、「難解で高度な書物 (schwere und hohe bücher)」であるため、聖書から教材として取り上げてはならない、と禁じている。Vormbaum, Bd.1, S.7. この箇所以外でも、生徒への過重な負担を避けるよう警告している条文がみられる。Vormbaum, Bd.1, S.5. ここからもわかるように、特にラテン語学校では、宗教教育の教材として取り上げられたものはカテキズム以外にも、制限付きではあれ、様々なものがあつた。聖書の中でもとくに他の規定にも頻繁に

指定されているのが、「詩篇」と「箴言」である。ハーンはこれを、人文主義的思考、教義論争の際の必要性との関わりとみている。Hahn, *op.cit.*, S.29,37f.

- (89) Vormbaum, Bd.1, S.8.; Richter, Bd.1, S.101.
- (90) Vgl. Thiele, Zur Entstehung der deutschen Volksschule, S.198f.; Barth, *op.cit.*, S.325. 中世のラテン語学校には、宗教教育のための時間は設けられていなかった。Vgl. Otto Scheel, Luther und die Schule seiner Zeit, in: *Luther-Jahrbuch*, 7, 1925, S.152ff.
- (91) Vgl. Hahn, *op.cit.*, S.31; Löschcke, *op.cit.*, S.23f.
- (92) たとえば、1529年のハンブルクの『教会規定』(Vormbaum, Bd.1, S.21)、1564年のブランデンブルクの『学校規定』(Mertz, Anhang, S.549ff.)など。中には、メクレンブルクの1552年の『教会規定』のように、週に二日、全クラスでのカテキズム、聖書の宗教教育を定めているものもある。Vormbaum, Bd.1, S.63f. 一方1563年のボンメルンの『教会規定』のように、毎日一定の時間にカテキズム教育の時間を定めているものもある。Vormbaum, Bd.1, S.169.
- (93) たとえばシュレスヴィヒーホルシュタインでは、都市の大きさによってクラス数に違いはあるが、土曜日が宗教教育の日に定められ、年少者はカテキズムを、年長者は「マタイの福音書」、パウロの使徒書簡、「詩篇」、「箴言」を読むように定めている。Vormbaum, Bd.1, S.34-37.
- (94) Vgl. Endres, *op.cit.*, S.177f., 205.
- (95) Vgl. Ruge, *op.cit.*, Anhang, S.538. 梅根悟監修、世界教育史研究会編『世界教育史大系11ドイツ教育史I』(講談社、昭和56年)、61-62頁参照。ドイツ語学校の教師がもつ教義的危険性は1536年のハノーファーの『教会規定』からも伺える。Vgl. Vormbaum, Bd.1, S.32.
- (96) Vgl. Menzel, *op.cit.*, S.17.
- (97) Vgl. Christopher R. Friedrichs, Deutsche Schulen nach der Reformation. Einige Belege aus Braunschweig, in: *Braunschweigisches Jahrbuch*, 63, 1982, S.133f.; Heppe, *Geschichte des deutschen Volksschulwesens*, S.17.
- (98) ドイツ語学校の授業料については、本稿129頁参照。キュスター学校の授業料については、たとえばザクセンの1580年の『教会規定』では、監督は巡察の際キュスターに、生徒から週2マルク以上とっていないかを問いたださなければならない、としている。Richter, Bd.2, S.413.
- (99) たとえば1571年のリッベの『教会規定』(Vormbaum, Bd.1, S.225)、1585年のニーダーザクセンの『教会規定』(Vormbaum, Bd.1, S.400)など。Vgl. Heppe, *Geschichte des deutschen Volksschulwesens*, S.33; Max van de Kamp, *Das niedere Schulwesen in Stadt und Stift Essen*, Diss., Köln 1930, S.129f.
- (100) カテキズム以外の宗教教育については、以下に詳しい。Hahn, *op.cit.*, S.29ff. なお讚美歌の練習は、ドイツ語学校、ラテン語学校を問わず、16世紀の福音派の学校における宗教教育の重要な一部をなしている。礼拝における生徒の讚美歌によって教会の人々は讚美歌を覚え、

この意味で生徒は礼拝形成に重要な役割を担っていた。また同時にラテン語学校の生徒にとっては、ラテン語の讃美歌の練習はそのままラテン語の学習にもなっていたのである。学校における讃美歌練習については以下を参照。Mertz, *op.cit.*, S.249-251; Hahn, *op.cit.*, S.48f. たとえばウルムの1531年の『教会規定』（「キリスト教的な歌と詩篇を、若者に熱心に教えなければならない」）(Richter, Bd.1. S.158)、同様にマグデブルクの1553年の『学校規定』（Mertz, Anhang, S.505）など参照。

- (101) Hahn, *op.cit.*, S.21
- (102) Vormbaum, Bd.1. S.46f. 他に同様の規定として以下を参照。1564年のブランデンブルクの『学校規定』（Mertz, Anhang, S.553）など。
- (103) Mertz, Anhang, S.538. ルターは『ドイツミサ』において、学校のある都市では生徒が一週間をとおして毎日礼拝に参加し、そこで聖書を朗読し讃美歌を歌うことを提言しているが、これらの規定はこのルターの提言を基底としてつくられたものであろう。Vgl. WA, 19, S.80. しかし礼拝への出席の日数は、規定によって様々である。毎日、しかも一日に2回と定めているものもあれば（たとえば1528年のブラウンシュヴァイクの『教会規定』、Mertz, Anhang, S.467）、日曜と祝日のみとしているものもある（たとえば1571年のリッペの『教会規定』、Mertz, Anhang, S.580）。これは、頻繁な礼拝出席が学校での授業の妨げとなったため、時代が進むにつれてしだいに出席回数が少なく定められるようになったためと考えられる。Vgl. Mertz, *op.cit.*, S.236f. それでも、シュトラールズントの『ラテン語学校規定』のように1561年になってもなお、ラテン語学校とドイツ語学校の生徒に、毎朝の礼拝の出席を定めているものもある。Mertz, Anhang, S.539.
- (104) たとえば1538年のヘルツベルクの『学校規定』（Mertz, Anhang, S.486）、1560年のシュトラールズントの『ドイツ語学校規定』（Mertz, Anhang, S.539）など。Vgl. Hahn, *op.cit.*, S.40f.